

13	身延町	実施	○	○	H21.4.1	不妊治療費全般	1年度1回、自己負担額の3分の2とし、40万円を上限	通算5回	なし	夫婦共に町民税等の滞納がないこと	夫婦共に申請日前1年以上前から引き続き町内に居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合はその額を控除し、控除後の額に3分の2を乗じて得た額とする。
14	南部町	実施	○	○	H21.4	不妊治療(全般)	自己負担額の2分の1、年間20万円を限度額とし1年度1回	通算5年間	なし	夫婦ともに町民税等の滞納がないこと	申請日から1年以上前から引き続いて南部町内に居住	夫婦間の治療に限る。代理出産、第三者からの精子、卵芽の治療は不可。各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
15	富士川町	実施	○	○	H20.4.1	不妊治療	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	なし	夫婦が共に申請前1年以上継続して住所があること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
16	富士吉田市	実施	○	○	H21.4.1	一般・特定不妊治療	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算10回(1年度に2回まで申請可)	なし	有(市税完納)	1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
17	都留市	実施	○	○	H21.4.1: 特定 H28.4.1: 一般	特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)一般(直接要した費用)	特定不妊(1回につき15万円を上限)一般不妊(1年につき10万円を上限)	特定不妊(県の事業に準ずる)一般不妊通算5年間	特定:夫婦の合計所得が730万円未満一般:なし	あり	1年以上	申請時には県の助成事業の決定通知が必要。県の助成事業の対象となる治療に対して、助成。他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
18	大月市	実施	○	○	H16.4.1	不妊治療	1年度30万円を限度	なし	なし	市税など滞納していないこと	1年以上戸籍上の夫婦として住民票を有する	他の助成事業で給付を受けたまたは、受けられる場合は、その額を控除した額とする。
19	上野原市	実施	○	○	H22.4.1: 特定 H24.4.1: 一般 H28.4.1: 不育症	不妊治療 不育症治療	特定:1年度2回まで、1回につき10万円を上限 一般:1年度1回まで、1回につき10万円を上限 不育症:1回の妊娠期間の治療につき1回、1回につき10万円を上限	不妊治療:通算5年間 不育治療:制限なし	夫婦の合計所得が730万円未満	市税等を滞納していないこと	治療日現在と申請日現在において夫婦のいずれかが市に居住していること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
20	道志村	実施	○	○	H23.4.1	一般・特定不妊治療	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	有(村税完納)	1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に基づき10万円を限度とする。
21	西桂町	実施	○	○	H28.4	第1子又は第2子を対象とした不妊治療(医師の診断に基づき、やむを得ず不妊治療が中断された場合を含む。)	山梨県助成金の当該額を控除した額の2分の1の額(限度額は1回につき20万円。年1回のみ)男性不妊治療の経費に対しては、10万円を限度額とする。	5年	なし	夫婦が町税等を滞納していないこと。	申請を行う日の1年以上前から夫婦が西桂町内に居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
22	忍野村	実施	○	○	H25.4.1	不妊治療	1年度に1回・1回につき10万円上限	年度1回かつ5回を限度	なし	有	夫婦のどちらかが1年以上居住	他の制度による助成を受けた場合は、その受けた額を控除した額を対象とする。
23	山中湖村	実施	○	○	H27.4.1	不妊治療	1年度に1回・1回につき20万円上限	通算5年間	なし	有(夫婦が村税等を滞納していないこと)	申請を行う日の1年以上前から夫婦が居住	要綱制定は、H27.6.12だが、経過措置によりH27.4.1から助成金の交付対象
24	鳴沢村	実施	○	○	H28.4.1: 開始 H31.4.1: 改正	一般・特定不妊治療	・不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2 上限150,000円 ・男性不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2上限75,000円 ・不育症治療 1回の妊娠期間につき1回、自己負担額の1/2上限150,000円	・治療期間初日に妻の年齢が43歳未満 ・助成回数の制限なし。 ・夫婦で通算100万円まで。 ・治療の終了後1年以内に申請。	なし	村税等を滞納していないこと。	夫又は妻が不妊治療を受ける1年以上前から村内に居住していること。	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
25	富士河口湖町	実施	○	○	H25.4.1: 開始 H28.4.1: 改正	・不妊治療(一般・特定) ・男性不妊治療(特定不妊治療にいたる過程の一環として行われる手術) ・不育症治療	・不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2 上限150,000円 ・男性不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2上限75,000円 ・不育症治療 1回の妊娠期間につき1回、自己負担額の1/2上限150,000円	通算5年間	なし	有(夫婦共に町税等を滞納していないこと)	申請日の1年以上前から夫婦のどちらかが町に住所がある方	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
26	小菅村	実施	○	○	H29.1.1~	不妊治療	1年度に1回、1回につき10万円を上限(通算5回)	通算5年間	なし	なし	申請書の提出日において1年以上前から夫婦が村内に居住し、住所を有している方	他の助成事業で給付を受けた場合は治療費からその助成額を除いた額を限度とする
27	丹波山村	実施	○	○	H28.4.1	不妊治療	1年度1回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	村税等を滞納していない夫婦	申請日の1年以上前から村内居住し、住民票を有する夫婦	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。